

# 第3章

## 人権教育・啓発の推進

---

- ① あらゆる場における推進 ..... 12
- ② 特定職業従事者に対する推進 ..... 20
- ③ 効果的な推進 ..... 23

## 第3章 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から、「福岡県人権教育・啓発基本指針」では、人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く県民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理しています。

人権教育及び人権啓発を効果的に推進するためには、総合的かつ体系的な観点からの推進が必要です。

また、教育・啓発の内容についても、人権問題に対する関心や共感を呼び起こすとともに、一人ひとりの気づきと、それに伴う意識の変革を図り、日常生活における人権への配慮が態度や行動につながるものでなければなりません。

そのためには、差別をなくす実践につながる啓発手法の開発や、啓発・学習プログラムの作成、人材・指導者の育成等が必要です。

そこで、本市においても、学校・家庭・地域・企業・関係団体・行政が連携し、総合的な取り組みが推進されなければならず、特に人権啓発推進員、小学校区人権啓発推進協議会、中学校区人権のまちづくり推進協議会等とも有機的に連携し、子どもから大人まで、人権感覚を豊かにし、人権文化を創造していかなければなりません。

### 1 あらゆる場における推進

#### (1) 就学前教育機関

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中で、乳幼児期（0～6歳）は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて大切な時期であり、この時期に一人ひとりの乳幼児の人格や個性が尊重され、豊かな人間関係が育まれることは、その後の成長にとってきわめて重要なことです。しかし、最近の幼児は、自然体験や社会体験の不足により、幼児どうしで遊ぶ時に必要とされる自主性、協調性、問題解決能力等、様々な力が弱くなっているといわれています。そのために、幼児が育つ上で最も重

要な人間関係が全般的に希薄になってきていることが危惧されています。

したがって、就学前教育機関における人権教育の推進にあたっては、集団生活や遊びのなかで、自己の存在感や充実感、そして、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、豊かな人権感覚を培うこと等が求められています。

幼児は、自分の周りの環境や友だちと遊びを通して直接かかわることで、好奇心や探求心を抱き、感情のコントロールや思いやり、協力することの大切さなどを体験的に学んでいきます。このような体験的な人とのかかわりのなかで、人に対する愛情と信頼感が育まれていきます。

このため就学前教育では、幼児の主体的な活動をとおした友だちとの人間関係を一層豊かにするとともに、友だちと一緒に何かをやり遂げようとするなかで責任感や協調性、自主性を身につけさせていくことが重要です。

このように、遊びを通した集団とのかかわりのなかで幼児の自己実現が図られることになるので、一人ひとりを活かした集団活動の機会が十分に確保できるよう教育・保育内容の編成をすることが必要になってきます。

幼児期は、心身の成長や発達が著しく、一人ひとりの幼児の個人差が大きいので、発達の過程や生活環境など幼児の発達の全体的な姿を把握することが重要です。また、こうした発達の過程や生活環境など、一人ひとりの幼児の特性や発達課題を十分留意する必要があります。さらに、その上にとって、地域や家庭との連携を密にし、幼児の健康、基本的な生活習慣、社会性や言葉の発達など、日常生活についての基本的な事項について幼児が十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育を行わなければなりません。

また、幼児一人ひとりが幼児期にふさわしい生活を体験し、物事に進んで取り組む意欲と自信を身につけさせるように教育する必要があります。さらに、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うために、小学校における生活科などとの関連に留意して、一人ひとりの学びや発達の連続性に視点を当て、就学前教育と学校教育との接続が円滑にいくように連携を強化する必要があります。

幼児期における人権を大切に作る心を育てる保育を適切に行うためには、教職員・保育所職員や親をはじめとする周囲の大人の人権感覚の高揚を図る必要があります。様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修が必要です。

## (2)学 校

本市では、基本的な人権尊重の精神の育成に向けた取組みを、小・中・高等学校教育を通して、様々な教育活動の中で積極的に推進しています。

1971年(昭和46年)に策定した「久留米市同和教育基本方針」や、1999年(平成11年)に策定した「人権教育のための国連10年・久留米市行動計画」に加え、人権の尊重をめぐる国内外の動向等を踏まえ、より一層人権が尊重される社会の形成に向けて、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等、\*ハンセン病患者・元患者等、様々な人権問題に関する学習を進めています。

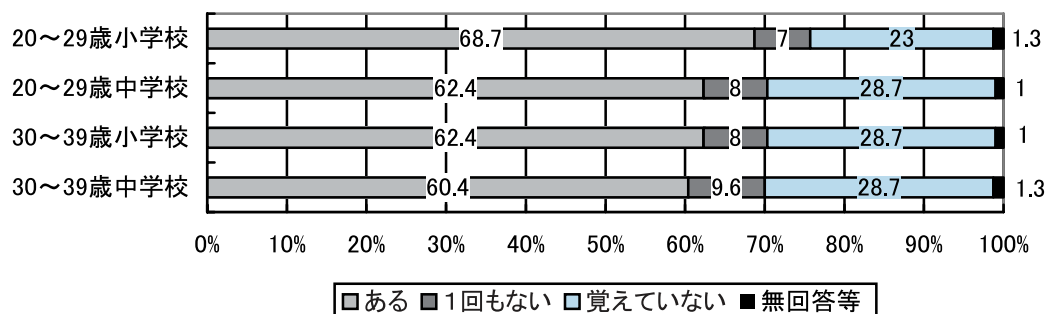
とりわけ、人権教育の指導方法等に関する国の「人権教育の指導方法に関する調査・研究会議」が示した「人権教育の指導等のあり方について〔第1次とりまとめ〕(2004年・平成16年)、〔第2次とりまとめ〕(2006年・平成18年)、〔第3次とりまとめ〕(2008年・平成20年)」に基づき、市内すべての学校でそれぞれの学校の実態に即して計画的に推進しています。さらに、児童生徒の学力を「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」が統合された「生きる力」と位置づけ、教育活動全体を通じて人権教育の内容の充実を図っています。平成18年8月に策定しました「久留米市教育改革プラン」においてもこの考え方にに基づき、人間性豊かな子どもの育成や学力の保障と向上に努めています。各学校におけるこれらの取組みは、児童生徒の人権問題に関する認識を深めるとともに、人権を尊重する意識の形成に大きく寄与しています。

また、1999年(平成11年)に実施した「久留米市同和問題市民意識調査」の結果では、同和問題についての知識や情報を、学校の授業で得た人(21.5%)や同和問題の研修で得た人(3.4%)は、「同和問題は自分と関係あるので、なくす努力をする」態度を形成する割合が高くなっており、今後とも、学校教育における人権教育のより一層の充実が求められます。

しかしながら、学校においては、同和問題や障害者に関する問題等を中心に差別事象が発生したり、いじめの問題、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が存在しています。

また、2006年(平成18年)に実施した「久留米市人権・同和問題市民意識調査」においては、20歳代、30歳代の市民の約1割が「(同和教育を受けた経験が)1回もない」、約3割が「覚えていない」と回答しています(図1)。高校・大学においては、さらに低い数値となっています。

(図1) 年齢別小学校・中学校における同和問題学習経験



これは、実際には学習機会があったはずなのに、小・中学校における授業が記憶に残らないものではなかったか、実践内容が子どもたちが主体的・実践的に学習するものではなかったのではないか等の課題が明らかになりました。

このことは、指導する立場の教職員自身に、人権感覚が十分に身につけていないなどの指導方法等の問題や人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題もあらうと思われる。

このような現状から、今後とも学校の教育活動全体を通して、児童生徒が共生の心を身につけるとともに、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるよう指導をさらに充実させていくことが重要です。

また、歴史的経過や様々な理由による差別のために教育権が十分に保障されていなかった人々の実態を踏まえ、教育権を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、一人ひとりの学力と進路の保障に努める必要があります。

さらに、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じて、学校教育活動全体を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての理解を促し、一人ひとりを大切にされた教育を推進していく必要があります。また、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制の確立も必要です。

さらに、「児童の権利に関する条約」の主旨を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を展開していかなければなりません。特に、自他の人権を大切にするための知識や態度、実践力を育成するという観点から、規範意識を培うとともに、いじめをはじめとする子どもが抱える心の問題を解決し、安心して楽しく学べる学校づくりが必要です。

また、2008年(平成20年)4月に中核市に移行することによって設置される「教育センター」

においては、学校教育と社会教育の有機的な連携について調査・研究を行い、学・社融合という視点での取組みを推進していかなければなりません。

社会性豊かな人間性を育むためには、自然体験や社会体験、ボランティア活動や文化・芸術体験等の活動を推進するとともに、地域の人材や公民館、図書館等の社会教育施設、人権啓発センター、\*隣保館や教育集会所等の人権に関する諸施設の利用及び地域の伝統的文化や行事等の積極的な活用により、家庭・地域と連携した創意工夫ある学校づくりが求められます。

特に、各中学校の人権のまちづくり推進協議会の学園コミュニティの活動等において、保護者や地域住民との連携した取組みが必要です。

また、大学等における人権教育については、自主的な取組みが期待されるところであり、その主体性を十分尊重しながら、取組みを進めていく必要があります。

### (3) 家庭

すべての教育の出発点である家庭教育は、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、基本的な生活習慣づくりなど、人間形成の基礎を育む上で大変重要な役割を果たします。特に、保護者自身が偏見を持たず、差別しないことやお互いを尊重し認め合うという姿勢を日常生活の中で子どもに示していくことが何よりも大切です。そのためにも、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会・相談窓口・関係機関等についての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備等、家庭教育を支援する取組みの一層の充実を図る必要があります。

そこで、久留米市では、校区コミュニティセンターにおける人権講座・家庭教育学級、PTA人権講座等、子どもの人間形成に占める家庭教育の重要性や父親の家庭教育参画への必要性を学習する講座等をさらに充実させていかなければなりません。また、乳幼児や小学生を持つすべての保護者が活用できるような啓発冊子等も必要と思われます。

さらに、家庭の教育力の向上をめざして、乳幼児教育機関や学校、校区コミュニティセンター、及びその他の機関に、子育てネットワークや子育てサークル等の活動場所として積極的に会議室・空きスペース等を提供するように働きかける必要があります。そこは、子育てに不安や悩みを抱える多くの保護者が元気づくような「集いの場」となり、地域の若い大人たちのネットワークづくりの拠点になっていくと考えられます。

また、子どもたちの表現活動を大事にしている「人権フェスタ」をはじめとする「中学校区人権のまちづくり推進協議会」や「校区人権啓発推進協議会」等の取組みの中にも多くの保護者

の参加を得て、子どもたちを中心に据えて、地域全体で人権文化に満ちたまちづくりをめざしていきます。

#### (4) 地 域

心豊かな明るい地域社会をつくるためには、地域住民の一人ひとりの人権が大切にされ、守り育てていくという意識を誰もが持ち、人権文化に満ちあふれたまちづくりを推進していくことが必要です。

本市では、1994年(平成6年)に小学校区を単位とした草の根の人権啓発を推進していくために、各校区に2名ずつの人権啓発推進員を委嘱し、校区のリーダーとしての位置づけを行い、また、校区ごとに「校区人権啓発推進協議会」を立上げ、組織化を図ってきました。さらに、中学校区を単位として、地域の子どもの学力を保障する取組みと校区人権啓発推進協議会との連携を図り、人権のまちづくりに向けた取組みも進めています。

これまでの取組みにより、市民の人権問題に対する理解と認識については、一定の前進はあるものの、広がりや深まりの面ではまだ十分とはいえず、これまで以上の行政による支援・協力、情報の提供など、連携した取組みが求められます。

そして市民一人ひとりが、人権問題を自分の問題として捉え、人権が尊重される明るい地域社会の実現を目指す意識を根づかせていかなければなりません。

そのためには、PTAや校区コミュニティセンター等で実施されている各種人権講座等において、これまでの知識伝達型の学習に加えて、\*体験的参加型学習などの手法も取り入れ、知識・スキル・態度がバランスよく身につくよう構成された学習内容にすることが必要であり、さらには誰もがいつでもどこでも、人権について自ら学習できる機会や場の充実を図ることも重要です。

また、地域での人権意識を形成していく場としての図書館や校区コミュニティセンターなどの社会教育関連施設においては、図書や視聴覚教材など、人権に関する幅広い学習要求に応えられる教材や情報を充実・活用させていく必要があります。

一方、このような地域社会づくりに社会教育関係団体の果たす役割は大きなものがあります。各種の社会教育関係団体が連携し、効果的な活動を推進していくためには、その役割を担う指導者の育成に努め、さらに研修の成果や各種の情報を提供しあうなど、体系的に取り組むことが大切です。

「人権のまちづくり」を推進するために、それぞれの地域の特質を活かしながら各校区での人権啓発推進協議会の充実・強化を図るとともに、久留米市校区人権協連合会の活動の活性化に

努めるなど、地域の各種団体・機関が連携・協力して人権文化を創造していくことが大切です。

#### (5) 企業

人権尊重への取組みは、企業においても積極的に行われるべきものです。

ともすれば経済活動が優先され、人権や環境、暮らしの安全などがなおざりにされてきたことを、あらゆる分野で見直そうという動きは、国内はもとより国際的にも急速に広がっています。

近年は、企業も社会を構成する一員として、\*企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)が求められており、国や地方公共団体と同様に人権を守る社会をともに創り出していくことが企業活動の重要な使命となってきています。

人権は、企業活動のあらゆる場面で考慮すべきもので、中でも雇用における平等の保障、公正な採用活動に取り組むことが重要です。また、多くの人々が企業の従業員として就労しており、行政が実施する人権教育・啓発事業と同様、企業において行われる人権教育・啓発事業も、従業員本人だけでなく、その家族への影響も考えると大きな効果が期待されています。

しかしながら、同和地区の出身者に対する根強い心理的・実態的な差別は残っており、近年、インターネット上において『\*部落地名総鑑』と同様の情報が流される事件などが起こっています。また、未だに採用選考時に就職差別につながるおそれのある質問や書類の提出を求めるなどの不適正事象(違反質問等)が発生しています。

企業は、本人に責任のない事項や本人の適性・能力以外のことを採用基準とせず、また不適正な募集・応募書類の使用や身元調査等が就職差別につながるおそれがあるということを十分認識し、公正な採用選考システムの確立を図る必要があります。

また、2006年(平成18年)3月に行いました「久留米市人権・同和問題市民意識調査」では、会社・工場・商店等の職場における人権・同和問題学習経験者率が、教育関係者や公務員と比較して、大きく下回っているという調査結果も出ています。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家族、学校、地域、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある」と提言されており、学習の推進においては、機会の確保とともに内容の創意工夫が求められています。

企業は、人権尊重の立場に立って、差別のない公正な採用選考を実施するとともに、自主的に従業員に対する研修を推進し、職場内からあらゆる差別を根絶するための努力を行う責務があります。



市では、国（公共職業安定所）及び久留米地区企業内同和問題研修推進委員会と連携し、企業において人権教育及び人権啓発の自主的な取組みが行われるよう、企業に対し研修の実施を要請するとともに、研修対象者にあわせた講師の紹介、研修教材の提供など、企業内研修の支援に努める必要があります。

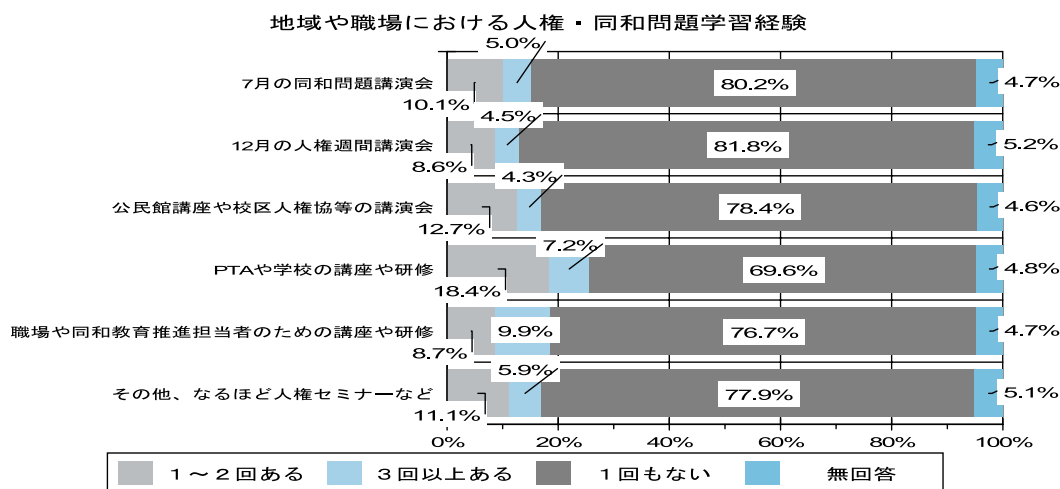
## (6) 市 民

本市では、これまで市内34の団体と市民ボランティアスタッフで構成する「久留米市人権啓発推進協議会」による、\*同和問題啓発強調月間（7月）における同和問題講演会、久留米市人権・同和教育夏期講座（8月）、なるほど人権セミナー（8月～11月）及び人権週間（12月）における市民のつどいの四大大行事を中心として、街頭啓発や講演会、市広報紙による教育・啓発等、様々な取組みを推進してきました。

これらの取組みは、差別のない明るいまち久留米を実現するために欠かすことのできない事業であり、今後とも、多くの市民の参画・協力を得ながら充実・強化していかねばなりません。

しかしながら、2006年（平成18年）3月に行いました「人権・同和問題市民意識調査」の結果では、「同和問題や人権問題の講演会や研修会に参加したことがありますか」という質問に対して、「PTAや学校の講座や研修」が4人に1人の参加、このほかはいずれも1割台の参加状態でした。「いずれかの学習機会に参加したことがある市民」は約4割（42.4%）しかなく、学習機会を保障する体制づくりに工夫が求められます（図2）

(図2)



なお、前回（1999年・平成11年）実施した意識調査の結果では、同和問題学習経験の蓄積が

「同和問題の解決が自分と関係あることであり、その解決のための努力をする」市民の形成に寄与することが確認されていますので、引き続き地道な取り組みを続けていかなければなりません。

また、様々な人権課題を推進していく上で根拠づけられている、様々な法律や条例、諸計画・制度等の周知も、市民の意識向上の支えになるという結果が出ていますので、認知の高まりを図っていかなければなりません。

したがって、市民に対して、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」、そして本市の「久留米市人権教育・啓発基本指針」の他、関係法令や県・市の条例等を周知するとともに、学習機会を保障する体制づくりの充実・強化を図りながら、人権教育、人権啓発を推進していく必要があります。

## 2 特定職業従事者に対する推進

### (1) 市職員等

地方自治体は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する役割を担っています。この役割を果たすためには、行政に従事する職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重かつ遵守して、職務の遂行に努めなければなりません。

そのため、本市では、市職員の人材育成の方向性や基本的方策等を示した「\*久留米市人材育成基本方針」において、目指すべき職員像の一つに「高い人権意識を持ち差別解消のために行動する職員」を掲げ、その実現に取り組んできました。

具体的には、人材育成部門である能力開発室が主催する集合研修と各職場で開催する職場研修により、市職員に対する人権研修を実施しています。集合研修では、人権意識の向上を図るために、新規採用職員から管理・監督職にいたるすべての階層で、「同和問題研修」や「男女共同参画推進研修」などの「人権問題に関する研修」を段階的に実施しています。また、職場研修では、各職場の実態に応じたきめ細かい人権問題研修を実施しています。さらに、同和問題に関する職場研修を推進する役割を担っている同和研修推進者を対象に、「同和研修推進者研修」を実施して、研修技法の習得・向上を図っています。

市職員に対する人権研修は、計画的かつ体系的に実施していかなければなりません。本市では1999年(平成11年)に「\*久留米市職員人権問題研修基本方針」を策定し、この中で、同和問題、女性問題研修の研修体系、プログラムを策定するとともに、集合研修の階層ごとに研修テーマや研修内容を定め、人権研修に取り組んできました。この基本方針については、2007年(平成

19年)2月に実施した「第3回久留米市職員人権同和問題意識調査」の分析結果をふまえ、今後見直していく方針です。

また、市職員に対する人権研修は、これまで「同和問題」「男女平等問題」「障害者問題」の3つを中心として実施してきましたが、今後、「子ども」「高齢者」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者」等の問題についても、幅広い人権意識を醸成するために、多様な人権問題研修をいかに効果的に実施していくかが課題となります。

さらに、職場研修の充実を課題としてあげることができます。人権研修において高い効果がある職場研修の実施体制の充実やリーダーの育成・支援が求められています。そのため、同和研修推進者研修の充実も必要です。

また、市民生活と関わりが深い市の外郭団体職員等の人権意識の向上も課題として考えられます。

これらの課題に対応するために、市職員等の人権問題研修を一層充実していく必要があります。

## (2) 教職員等

教職員は、児童生徒に直接接し指導することで、その心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。

したがって、まず、教職員自身が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度そのものが、人権教育の重要な部分です。そのために、教職員一人ひとりが、人権尊重の理念を正しく認識し、人権についての知的理解を深め、人権感覚をさらに高める必要があります。

具体的には、人権を尊重する社会の実現のために働く人々に直接出会い、それらの人々の思いに触れることは、児童生徒の人権感覚を高めることも期待できるとともに、教職員の人権認識を高めることで指導内容を充実させ、資質向上に大きく資するものになります。

このことから、子どもへの教育的愛情や教育への使命感、実践的な指導力や人権感覚を高めるための研修の充実が必要であり、そのために、教育センターにおいては、学校における人権教育の推進とともに、学校教育と社会教育の連携、学・社融合という視点から、その実現に向けて研究や研修に取組み、教職員の資質向上を図らなければなりません。

さらに、教育委員会が主催する研修においては、初任者研修や10年経験者研修など教職経験に応じた研修会の中で、例えば具体的で身近な実践事例をもとにした参加体験型の研修等が必要であり、人権教育担当者等の職務に応じた研修会等では、人権教育の課題に視点を当て

たテーマ研修や授業研究など、学校や地域の実態や特色に応じた内容の研修も必要です。同時に、体罰の禁止や児童虐待の早期発見など、子どもの人権を守るために教職員がとるべき行動についての研修の充実も必要です。

また、各種の講座・研修会等においては、人権教育の視点を明確に位置づけると共に、教職員の多様なニーズに応えられるよう、効果的な研修や交流機会の拡充、情報交換の場の確保など、研修内容・手法の工夫や改善も必要です。

こうした研修会や各種の講座を系統的・計画的に実施することを通して、教職員の人権に関する認識や実践的な指導力の向上に努めていかなければなりません。

また、保育所職員の人権認識を向上させるための研修活動を推進していくことも必要であり、今後、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していくために、保育所職員は、保護者や地域、関係機関、団体と積極的に連携して、人権教育を推進していく必要があります。

#### (3) 社会教育関係者

生涯学習推進センターをはじめ、図書館、校区コミュニティセンター等の社会教育関連施設は、地域住民にとって日々の生活と密着しているため、人権問題についても大きな影響力を有しています。

したがって、これらの施設関係者には、地域住民の人権意識を確立させていくために、人権意識の高揚と人権教育推進の指導力の向上が求められています。

そこで、各施設では、社会教育関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるように、人権教育の研修の充実、および啓発の推進に努める必要があります。

また、各校区のコミュニティセンター等において、地域社会での人権教育が推進されるように、人権問題講演会や人権教育コーディネーター養成講座等への地域住民の積極的な参加を促していかなければなりません。

#### (4) 福祉関係者

高齢者福祉事業・介護保険事業や障害者福祉事業に携わる者は、障害の内容など、個人のプライバシーに関わる情報を取扱うことが多いため、高い倫理観や鋭い人権感覚を有する必要があります。このため、本市では、各種団体等への出前講座や、市内福祉施設、事業所への社会福祉関係大学、専門学校学生等の派遣研修の受入などを通じ、福祉関係者への人権教育・啓発を

推進しています。

また、近年、障害者自立支援法の施行や介護保険法の改正など、急激な制度の変更が実施されており、障害者や高齢者の人権に十分配慮した制度の運用が求められています。このため、福祉関係職員への障害者・高齢者福祉制度研修の実施については、大幅な制度の変更への対応、研修効果をさらに高める講座カリキュラム等の開発など、講座内容の再構築が必要となります。

### (5) 医療関係者

近年、医療技術の進歩、疾病構造の変化、人口構造の変化、市民の生活水準の向上等により、健康や病気に関する意識や価値観が大きく変わってきており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が重要となってきています。

医療関係者は、疾病の予防、治療、リハビリテーションを通じて市民と常に接する職業であり、患者のプライバシーにかかわることも多く、その職務の性質上、人権に配慮した対応が必要と思われれます。

そのため、患者のプライバシーの尊重など、患者の人権を尊重するための研修等の開催の働きかけを行うなど人権意識の高揚に努めていく必要があります。

### (6) マスメディア関係者

情報社会が高度化する中で、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが社会へ多くの情報を提供しており、人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持っています。

そこで、人権尊重の視点に立ったマスメディア活動が推進されるよう、関係者の自主的な人権教育の取組みが期待される所であり、行政としてもそのことを要請していくことが必要です。併せて、マスメディアに対して人権に関する情報発信や資料提供などに努めていく必要があります。

## 3 効果的な推進

### (1) 人材の育成

人権教育・啓発の推進にあたっては、意識変革を図るだけでなく、自らが企画運営し、積極的に「差別をなくしていく」人材を育成していく必要があります。

日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するために、久留米市人権啓発推進協議会主催の四大大行事への参加要請や、校区人権啓発推進協議会主催の研修会等への積極

的な参加要請,また,指導者育成として市職員(特に同和研修推進者)や人権啓発推進員への研修の充実,平成19年度からスタートした「人権のまちづくりコーディネーター講座」等への参加要請に加え,人権啓発センターの効果的活用や「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師」事業を充実させ,その積極的活用により主体的に取り組む人材の育成を図らなければなりません。

## (2)教材の開発

人権教育・啓発を効果的に推進するためには,人権問題に興味を持ち,関心を示し,共感を呼び起こさせることが大切です。

そのためには,日常生活において,身近な問題としてとらえやすく,伝えるのに効果がある地域の教材の開発や文献・資料等の収集・整理・活用に取り組む必要があります。また,地域や学校,関係団体等と連携し,既成教材の有効かつ効率的な活用に加え,新たな教材の開発・作成に取り組む必要があります。

## (3)啓発・学習プログラムの開発

人権教育に関する主体的な学習をめざすため,学校,家庭,地域,職域等での具体的な目標となるもの,指標,テーマ,手順,教材,手法など,分かりやすく活用しやすい学習プログラムの作成が必要です。

学校においては,小中9年間の発達段階に応じたガイドライン,及び取り組みの柱を示すことなどにより支援していかなければなりません。

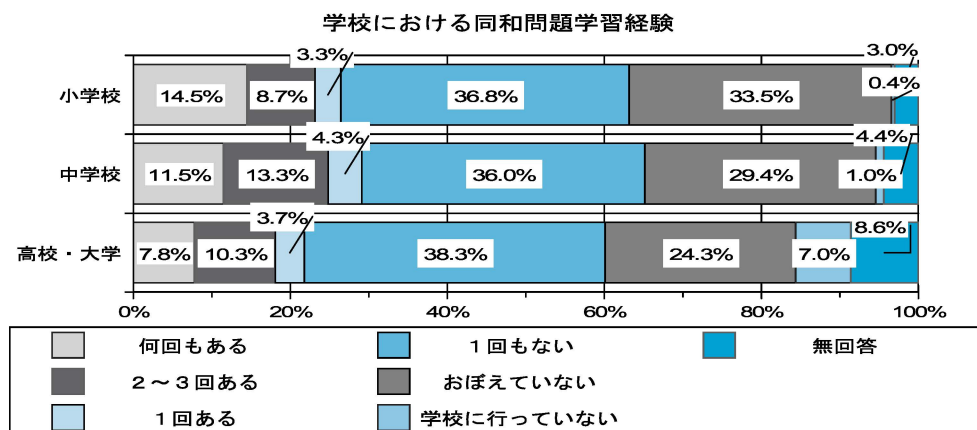
家庭・地域・職域等への啓発については,指導者養成における学習内容,企画,手順などについてのカリキュラムの作成が必要です。

既存の啓発指導者用のプログラムや手引書等を活用し,本市の実情に合わせた効果的な学習プログラムを開発していく必要があります。

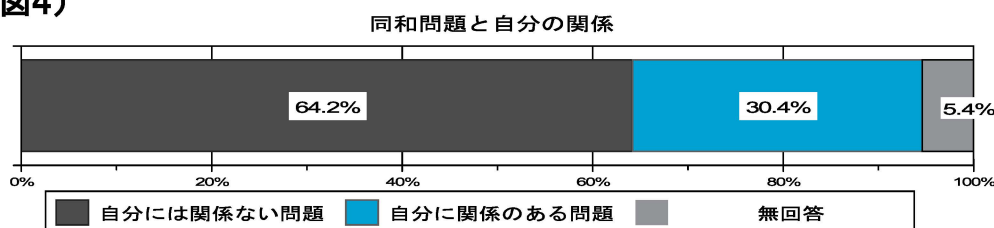
## (4)啓発内容の充実と啓発手法の拡充

2006年(平成18年)に実施した「久留米市人権・同和問題市民意識調査」の結果では,学校で同和問題の学習をした経験のない市民が『おぼえていない』を含めて6割(60.0%)を占め(図3),また,社会同和教育経験のない市民も約6割(57.5%)を占めています(前出図2)。さらに,「同和問題は自分には関係ない」という市民が約6割(64.2%)認められます(図4)。

(図3)



(図4)



これが久留米市民の人権問題に対する意識の現状であり、今後、啓発内容の充実や啓発手法の拡充が求められるところです。

これらのことから、人権教育・啓発を推進するにあたっては、自己啓発につながる研修内容を用いた啓発や活用しやすい教材の開発等のほか、久留米市人権啓発推進協議会主催の四大大行事の内容の充実や、校区人権協・企業・職域の取組みへの情報提供や支援を行い、その充実・強化に努めなければなりません。

また、啓発手法の拡充については、広報紙や啓発冊子、ポスター、チラシ、懸垂幕、立看板など啓発媒体の積極的活用と市民への情報提供や内容の充実を図るとともに、ビデオ等の視聴覚教材の整備・活用、人権啓発センターでの常設・特別展など展示内容・手法の工夫、各種研修会等における内容・手法・形態等の拡充を図らなければなりません。

### (5) 情報提供の充実・強化

市民の人権意識の高揚を図る取組みは、学校や行政によるいわゆる官主導の人権教育・啓発活動の推進だけでは広まりや深まりは十分には得られず、家庭、地域、職域、団体等いわゆる民による草の根の人権教育・啓発が重要です。

### 第3章 人権教育・啓発の推進

地域・職域等はこれらの重要な役割を担っているにもかかわらず、人権教育・啓発の推進に関する教材・資料・プログラム・手法・情報等は非常に乏しい状態にあるといわなければなりません。

効果的な人権教育・啓発を推進していくためには、校区人権啓発推進協議会や中学校区人権のまちづくり推進協議会をはじめ、企業、職域、各種団体等への情報提供を充実・強化していく必要があります。

そのために、情報の集積に努めるとともに、情報提供の媒体として、広報紙、啓発冊子等のほか、ホームページの開設やインターネットを駆使するなど、有効かつタイムリーな情報の提供に努めなければなりません。